公告番号 第 役201号
平成 25 年 12 月 20日

公　　告

契約担当官
陸上自衛隊富士学校
会計課長　柳井　新一郎

契約担当官 陸上自衛隊富士学校会計課長印

下記のとおり一般競争入札を実施するので関係事項承知の上参加されたい。

1　競争入札に付する事項

件　名	規　格	単位	数量	履行期間	履行場所
車両オートリフトの点検	仕様書のとおり	式	1	平成26年3月28日	富士駐屯地

2　入札執行の場所・日時
　入　札 場 所　陸上自衛隊富士学校　　本部庁舎B1入札室
　日　時　平成26年1月23日　　13時30分

3　契約条項を示す場所
　陸上自衛隊富士学校会計課

4　競争に参加する者に必要な資格に関する事項
(1)　契約担当官から指名停止の処置を受けている期間中でない者
(2)　予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者
(3)　競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のうち「A・B・C」又は「D」の等級に格付けされた競争参加資格を有する者
(4)　都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する公共事業等から排除する要請がない者で入札の心得に示す事項を書面をもって入札前までに誓約する者

5　入 札 方 法
　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の100／105に相当する金額を入札書に記載すること。
　郵送による入札は初度入札のみ可とする（入札日前日17時00分までに到達の事）

6　保 証 金
(1) 入札保証金：免除　但し落札者が契約を結ばないときには落札金額の100分の5以上に相当する額を違約金として徴収する。
(2) 契約保証金：免除　但し契約者がその契約を履行しない時は契約金額の100分の10以上に相当する額を違約金として徴収する。

7　無 効 入 札
　下記のいずれかに該当する入札は無効とする。
(1) 本公告の示した資格のない者の入札
(2) 入札に関する条件に違反した入札
(3) 電報、電話等の入札
(4) 入札金額が明確でない入札
(5) 入札者が誰であるか識別しがたい場合の入札
(6) 入札の心得に示す事項を書面をもって誓約しなかった者の入札

8　落 札 決 定 方 法：総額とし予定価格の範囲内とする。但し同価格の場合は抽選による。

9　契 約 書 の 作 成：契約金額が150万円を超える場合は契約書を、50万円以上150万円以下の場合は、請書を作成する。

10　端 数 処 理
　入札書に記載された金額105／100に相当する額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てるものとし、当該端数金額を切り捨てた後に得られた金額をもって、申し込みがあったものとする。

11　そ の 他
※ 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する公共事業等から排除する要請がある有資格者については競争参加を認めません。
※ 入札後契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する公共事業等から排除する依頼があった有資格者とは契約を行いません。
※ 入札の心得は富士学校ホームページに掲載してあります。
※　連絡場所　この入札に関する問い合わせ及び連絡は下記宛にされたい。
　静岡県駿東郡小山町須走481－27　陸上自衛隊富士学校総務部会計課契約班
　電話0550－75－2311（内線2233）FAX　0550-75-2445（直通）　担当：契約第1係長
※　仕様書を富士学校会計課にて配布しています。　（HPにも添付しています。）
※　入札に参加する者は平成25.26.27年度資格決定通知書（写し）を提出して下さい。（FAX可）ただし、一度提出している場合は省略可とする。
※　入札に参加する者で代理人が参加する場合は、委任状を提出して下さい。

陸　上　自　衛　隊　仕　様　書			
物品番号		仕　様　書　番　号	
車両用オートリフト点検・整備		富教直支役第４号	
		作　成	平成２５年１２月19日
		変　更	
		作成部隊	富士教育直接支援大隊

1　総則

1．1　適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊において実施する車両用オートリフト（以下、リフトという。）の外注整備について規定する。

1．2　用語及び定義

この仕様書で用いる標語及び定義は、次によるほか、ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５００００２の１．２による。

1．2．1

点検

点検とは、納入又は前回点検時から約３年を目安とした定期点検をいい、リフト製造会社（以下、製造会社という。）の定期点検要領書（以下、要領書という。）に基づき、リフトに荷重をかけた状態で行う作動点検及びリフトに荷重をかけない始業点検とする。

なお、点検には、作動油の交換、油脂類の塗布及び除去（防せい処置）、各部位の清掃及び調整、定期交換部品等（消耗品を含む。）の交換（以下、定期作業という。）を含むものとする。

1．3

種類は、表１による。

表１－種類

番号	物　品　番　号	主品目番号	品　　名	数量
1	４９１０－２８５－０９６９－５	２４８２４０１	大型車両用オートリフト	2

1．4　期間

平成２６年度３月２８日まで

１．５　引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

ａ）　規格

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１　　陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００２　　陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

車両用オートリフトの定期点検実施要領の徹底について（通達）

陸幕武化第５５６号電（２０．１２．１５）

リフト点検資格認定制度　　社団法人　日本自動車機会工具協会

２　整備に関する要求

２．１　一般的要求事項

契約の相手方は、リフトの点検を実施し、当該装備品等の機能、性能及び安全性を確保する。

また、点検後にリフトの性能及び各操作に異状があってはならない。

なお、点検は、必ず”社団法人　日本自動車機会工具協会”が認定するリフト点検資格認定者を含む人員で実施するものとする。

２．２　整備の種類

整備の種類は、点検とする。

２．３　整備の作業方式

整備の作業方式は、ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００２の２．３に示す”標準・標準外作業方式”によるものとする。

なお、契約の相手方は、標準外作業が必要と判断した場合、表２に示す”標準外作業見積書”を契約担当官（以下、担当官という。）に提出し、承認するものとする。

２．４　点検基準

点検基準は、取扱説明書による。

２．５　整備実施場所

整備実施場所は、富士教育直接支援大隊の３０３及び３０６号整備工場とする。

２．６　部品・副資材

部品及び副資材は、製造会社内規格品又は同等以上の性能等を有し、リフトの性能及び機能を損ねてはならない。

なお、点検に必要な部品及び副資材は、契約の相手方が準備するものとする。

２．７　塗装・防錆処置

塗装及び防錆処置を確実に実施する。

２．８　外観

外観は、きず、割れ、まくれ、さび、取付部の緩み、塗装のはく離その他使用上有害な欠陥があってはならない。

3　品質保証

3．1　無償貸付品

契約の相手方は、この仕様書に規定する点検を官側の車両を使用して実施する場合は、特に指定する場合を除き、表2に示す”無償貸付申請書”により申請するものとする。

4．2　官側の支援

点検を官側の車両を使用して実施する場合における車両の搬入及び搬出については、官側で支援するものとする。

4．3　交換部品の返納

点検により交換した部品は、特に指定する場合を除き、ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５０００００２の２．９．６により返納するものとする。

4．4　提出書類

提出書類は、表2による。

表２－提出書類

名　称	部数	注　記
作業行程表	各1	－
無償貸付申請書　a)		ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１の７．４による。
製造会社の定期点検要領書（定期点検記録表を含む。）		－
標準外作業見積書　a)		－
注　a)　必要に応じて提出する。		

4．5　添付書類

添付書類は、表３による。

表３－添付書類

名　称	部数	注　記
定期点検成績書	各１	－
交換部品証明書		－
品質保証書		－
納入品のかしに関する契約条項		ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１の７．４による。

4．6　履歴簿等への記載

契約の相手方は、点検が終了した際、官側が保有するリフトの略式履歴簿への年月日、作業内容及び契約の相手方の名称を記入したシール等を張り付けるものとする。
また、当該装備品の見えやすい箇所に年月日、作業内容及び契約の相手方の名称を記入したシール等を貼り付けるものとする。

なお、シール等の規格については、適宜とする。

4．7　仕様書に関する疑義

契約の相手方は、この仕様書に疑義が生じた場合は、契約担当官等の指示を受けるものとする。

4．8　問い合わせ

０５５０－７５－２３１１（内線３１２２）